## 議案第13号

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説明

この案を提出するのは、中学校体育館冷暖房設備の使用料を定めるため必要があるからである。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例(平成12年三好町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、学校施設のうち」を削り、「定める施設」を「掲げる施設」に、「、規則で 定める日までに、別表」を「別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは別 表第2」に、「使用料を」を「使用料を、教育委員会規則で定めるところにより」に改め、 同条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

## 別表第2 (第6条関係)

附属設備	単位	金額
中学校体育館冷暖房設備	1時間当たり	2,500円

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(使用料)	(使用料)
第6条 利用者は、第2条第1項第1号から第3号までに <u>掲げる施設</u> を利用するときは <u>別表第1に、別表第2に定める降</u>	第6条 利用者は <u>、学校施設のうち</u> 、第2条第1項第1号から第3号までに <u>定める施設</u> を利用するときは <u>、規則で定める</u>
<u>属設備を利用するときは同表</u> に定める額の <u>使用料を、教育委員会規則で定めるところにより</u> 納付しなければなら	<u>日までに、別表</u> に定める額の <u>使用料を</u> 納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたとき
ない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたときは、 <u>この限りでない</u> 。	は、 <u>この限りではない</u> 。
<u>別表第1</u> (第6条関係)	<u>別表</u> (第6条関係)
表略	表略
別表第2(第6条関係)	
<u>附属設備</u> <u>単位</u> <u>金額</u>	
<u>中学校体育館冷暖房設備</u> 1時間当たり <u>2,500円</u>	